（記載上の注意）
［１・２　略］
３　当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。
［⑼・⑽　略］
２　会社役員に関する事項
⑴　会社役員の状況
［表略］
（記載上の注意）
１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（３、８及び９を除く。）。
［２～８　略］
［削る。］

９　［略］
⑵　会社役員に対する報酬等
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の５第２号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の５第３号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第４号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第５号から第５号の３まで（相互会社について準用する。）に規定する報酬等及び同条第５号の４（相互会社について準用する。）に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。
［３～６　略］
７　会社法第361条第７項（相互会社にあっては、法第53条の15において準用する会社法第361条第７項）の方針又は同法第409条第１項の方針（相互会社にあっては、法第53条の28第５項において準用する会社法第409条第１項）を定めているときは、次に掲げる事項を記載すること。
①　当該方針の決定の方法
②　当該方針の内容の概要

（記載上の注意）
［１・２　同左］
［加える。］

［⑼・⑽　同左］
２　会社役員に関する事項
⑴　会社役員の状況
［同左］
（記載上の注意）
１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（３、８及び10を除く。）。
［２～８　同左］
９　事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。
　なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。
10　［同左］
⑵　会社役員に対する報酬等
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第４号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第５号（相互会社について準用する。）に規定する報酬等についても記載すること。
［３～６　同左］
７　各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。